

## 令和2年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和2年12月28日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 6月 3日生						
住所	熊本県〇〇市△△町□□							
交付	平成27年 6月3日 12345							
有効期間	令和2年7月3日まで有効							
免許の 条件等	優良							
番号	第 123456789000 号							
二種	平成05年07月01日	種類	大型	中型	普通	大特	大管	管引
他	平成07年08月10日		小特	原付	大二	中二	大特	管引
二種	平成14年09月20日							

運転免許証  
〇〇〇〇〇  
公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和2年7月3日)が、

令和2年7月3日から令和2年12月27日までの方

については、令和2年12月28日まで運転することができます。

(令和2年12月28日までに更新手続きをしてください。)

## 対象となる方

令和2年7月豪雨による災害による被災を理由に災害救助法が適用された市区町村に住所がある方が対象になります。

※ 新型コロナウイルス感染防止対策のため、有効期間の延長措置を行った方で、本来の有効期間の末日(免許証の表面)が7月2日以前の方については、対象となりません。

※ 対象となる市町村は、内閣府ホームページにてご確認ください。( [http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html) )

※ 令和2年12月28日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。

※ 延長措置がとられるその他の手続など、詳しくは運転免許センター(076-441-2211)にお問い合わせください。